Q_{14} ＝ 0.057
Q_{15} ＝ 0.071
Q_{16} ＝ 0.074
Q_{17} ＝ 0.076
Q_{18} ＝ 0.076
Q_{19} ＝ 0.076
Q_{20} ＝ 0.062
Q_{21} ＝ 0.063

R　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度及び昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除

Q_{14} ＝ 0.057
Q_{15} ＝ 0.072
Q_{16} ＝ 0.075
Q_{17} ＝ 0.076
Q_{18} ＝ 0.076
Q_{19} ＝ 0.083
Q_{20} ＝ 0.063
Q_{21} ＝ 0.063

R　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

S　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度及び昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除